

<2024年度 第1回定例研究会>

# 子どもアドボカシーの基本原則

## — 子ども主導の意見形成・表明・実現のために —

講演：堀 正 嗣 (熊本学園大学社会福祉学部教授)

日 時：2024(令和6)年7月16日(火) 18時～19時30分

### イギリスにおける子どもアドボカシー

講師の堀正嗣氏の近著『子どもアドボカシーの基本原則 子ども主導の意見形成・表明・実現のために』(社会福祉叢書 33、明石書店、2024年)の内容をもとに、イギリスにおける子どもアドボカシーの仕組みや、子どもアドボカシーの基本原則について報告された。なお、同書の構成は以下の通りである。

#### 第Ⅰ部 子どもアドボカシーの本質と基本原則

- 第1章 アドボカシーの本質としてのセルフアドボカシー
- 第2章 アドボカシーの起源と発展
- 第3章 ソーシャルワークにおけるアドボカシー実践の意味
- 第4章 アドボカシーの基本構造
- 第5章 子どもアドボカシーの原理としての子どもの人権

#### 第Ⅱ部 イギリスにおける独立子どもアドボカシー

- 第6章 イギリスにおける独立子どもアドボカシーの概要
- 第7章 障害児の参加とアドボカシー
- 第8章 子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準
- 第9章 児童福祉における抵抗のための力としての専門アドボカシー
- 第10章 反抑圧実践のツールとしてのアドボカシー

#### 第Ⅲ部 訪問アドボカシーの構造と役割

- 第11章 訪問アドボカシーの概要
- 第12章 訪問アドボカシーの構造
- 第13章 障害者支援施設における施設訪問アドボカシーの役割
- 第14章 児童福祉施設における訪問アドボカシーの役割

「子どもアドボカシー (advocacy)」とは、子どもの権利条約が保障する「子どもの意見表明権」を抛り所とし、子どもが意見や考えを表明できるようにサポートすることをいう。言い換えれば、アドボカシーとは「権利を侵害されている当事者 (=子ども) のために声をあげること」である。近年、

日本においても新たな展開をみせているが、堀氏の研究は、その本質といえる「子ども主導」の意見形成・意見表明・意見実現の支援を中心に、子どもアドボカシーの基本原理を明らかにしようとするものである。

イギリスにおける子どもアドボカシーは、その淵源を探ると 1884 年の児童虐待防止協会設立までさかのぼり、1889 年制定の児童虐待防止法が根拠となっている。1991 年の子どもの権利条約批准に先立って、1975 年に Voice for The child in Care (現 Coram Voice) が設立されていたが、1990 年代末から 2000 年代にかけて発覚した児童養護施設における虐待事件や子どもの虐待死などが契機となって、地方自治体にアドボカシーサービスの提供義務が課されるようになった。2002 年には保健省が「子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準」を発表し、これによりアドボカシーサービスのガイドラインと、人材（アドボケイト）の養成指針が示されることになった。

### 日本における子どもアドボカシー

子どもの権利擁護を担う機関・団体には、「救済機能」を持つ児童相談所・児童福祉施設等、「代弁機能」を持つ独立子どもアドボカシー等、調整機能を持つ子どもオンブズパーソン・児童福祉審議会・裁判所がある。堀氏が紹介されたイギリスの仕組みは、「独立子どもアドボカシー」にあたる。

1994 年に子どもの権利条約を批准したことにより、日本政府には同条約の一般原則である「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」と並んで、「子どもの意見表明権」を保障する法的責務が発生した。しかしながら、2019 年 2 月の子どもの権利委員会による日本政府に対する勧告では、「代替的養育」など「自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないこと」が依然として深刻に懸念されるとして、「緊急の措置がとられなければならない事項」とされた。

この勧告を受けて子どもに関連する法律が改正され、特に 2022 年の児童福祉法改正では、措置時等における「意見聴取等措置」が児童相談所長に義務づけられ、都道府県には「意見表明等支援事業」実施及び権利擁護の環境整備について努力義務が課されることになった。

「意見表明等支援事業」に関して、熊本県子どもの権利擁護推進事業（モデル事業）では、子どもの権利擁護に係る体制の充実に向けたマニュアル案策定が事業内容に含まれている。そのうちのひとつが「子ども会の運営」である。ここでいう「子ども会」とは、「児童養護施設等に入所する児童等で構成される『子ども会』」であり、子どもの権利擁護に関する取組等に関して意見聴取を行うために運営されるものである。「アドボカシーに関するガイドライン案」が示され、家庭、一時保護所、施設・里親家庭、自立など子どもの生活場面に応じた、「子ども意見表明支援員（子どもアドボケイト）」の関わり方の事例が紹介された。

### コメントにかえて

当日の研究会参加者は 14 名であった。進行の都合上、質疑応答に十分な時間が取れなかったが、参加者からは個別・具体的なケースについて、報告者の意見を聞きたいという声も聞かれ、子どもアドボカシーに対する関心の高さがうかがえた。

当日配布された資料によれば、改正児童福祉法（2024年4月施行）により、「意見表明支援員」の配置が自治体の努力義務となったことを受け、実施する自治体が1.5倍となったことが報じられている（毎日新聞 2024年5月30日「児相で一時保護 子の意見代弁 支援員配置 自治体8割」）。その一方で、児相からの独立性を担保した体制の必要性も指摘されており、報告で紹介されたイギリスの独立子どもアドボカシーはその参考事例となるものといえよう。

（研究会報告担当者：矢野治世美）